

第4次鎌ヶ谷市歩道等総合整備計画（案）（概要）

1 主旨

道路は、市民生活の発展・向上に大きな役割を持つ不可欠な社会資本であり、そのため、道路における通行環境整備は、行政の重要な課題の一つである。なかでも、歩行者や自転車等の通行環境の整備は、高齢化社会の進展などの社会情勢に伴い、さらに重点的、継続的に取り組むべき施策であるため、本計画を策定する。

2 基本的事項

(1) 概要

鎌ヶ谷市では、平成15年度から平成22年度までを対策期間とした第1次計画、平成23年度から平成27年度までの第2次計画、そして平成28年度から令和2年度までの第3次計画において、歩行者等の通行環境の整備を行ってきた。本市の現在や今後予測される状況に応じた歩道等整備を一層推進していくため、本計画を基本指針とする。

(2) 期間

令和3年度から8年度までの6年間

(3) 策定方針

鎌ヶ谷市総合基本計画に基づき、(1) 計画的な道路網の整備、(2) 既存の道路空間の安全性、快適性の確保、(3) 道路の適正な維持管理及び交通安全対策の推進、の3つの施策を計画的に実現するため、計画策定にあたっては、以下の3つの方針を柱とする。

ア 関連する道路整備事業との連携を図った歩道等整備の推進

歩道を有する都市計画道路等を計画的に整備する事で、歩行者空間の確保など安全な道路環境を確保する。

イ 高齢者、障がい者、子どもなどの安全確保に重点を置いた歩道等整備の推進

高齢者、障がい者、児童、生徒、未就学児を含めた誰もが安全で、安心して移動できる快適な道路環境の確保を行う。

ウ これまでの対策の成果を踏まえた交通安全対策の推進

安全に利用できる道路環境の充実を図るため、これまでの歩道等総合整備計画の実績を踏まえ、計画的に交通事故防止のための安全対策を推進する。

3 これまでの取り組み

歩行者等の通行環境において、幹線道路と生活道路などに区分される道路のもつ目的・性質から理想とされる歩車分離は、主に幹線道路での対策となるが、その幹線道路整備は、用地確保や多額な整備費用により、長期に及ぶため、歩行者等の通行環境に即効性のある対策とならないことが課題である。

そのため、幹線道路が整備されるまでの間や生活道路において、歩行者等の通行の安全を確保する即効性のある対策が必要であることから、鎌ヶ谷市総合基本計画 - かまがやレインボープラン2 1 - 後期基本計画において施策、「交通安全の推進」及び「安全でゆとりある道路の整備」の具体的な取り組みとして、歩道整備と歩行者の安全対策整備を併せた歩道等整備計画を策定し取り組みを行ってきた。

4 歩行者等の通行環境を整備する具体的な事業等

本計画では、以下の15項目に渡りハード・ソフト面で千葉県を含めた各関係部局と連携しながら歩行者等の通行環境の整備を行っていく。

※前計画から新規に追加の事業等は下線表示。

- ア 都市計画道路整備事業（千葉県、鎌ヶ谷市） イ 主要市道整備事業
ウ 一般市道整備事業 エ 歩道等整備事業 オ 交通安全施設更新事業
カ 広域幹線道路整備事業（千葉県） キ 交差点改良事業（千葉県、鎌ヶ谷市）
ク 国道464号くぬぎ山地区歩道整備事業（千葉県）
ケ 国道及び県道の歩道整備、改良等 コ 通学路安全対策事業
サ 通学路整備事業 シ 鎌ヶ谷市自転車ネットワーク計画
ス 駅前広場整備 セ 安全・安心な道路環境の確保 ソ 啓発活動